

○ 信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十五号）

改正案	現行
<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 一般財団法人建設業振興基金</p> <p>二十二 一般社団法人全国石油協会</p> <p>二十三 公益財団法人不動産流通近代化センター</p> <p>二十四～二十六 （略）</p> <p>二十七 公益社団法人全国市街地再開発協会</p> <p>二十八 （略）</p>	<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 財団法人建設業振興基金（昭和五十年七月十六日に財団法人建設業振興基金という名称で設立された法人をいう。次条第二十号において同じ。）</p> <p>二十二 社団法人全国石油協会（昭和二十八年六月二十五日に社団法人全国石油協会という名称で設立された法人をいう。次条第二十一号において同じ。）</p> <p>二十三 財団法人不動産流通近代化センター（昭和五十五年十一月一日に財団法人不動産流通近代化センターという名称で設立された法人をいう。次条第二十二号において同じ。）</p> <p>二十四～二十六 （略）</p> <p>二十七 社団法人全国市街地再開発協会（昭和四十四年十一月十一日に社団法人全国市街地再開発協会という名称で設立された法人をいう。次条第二十八号において同じ。）</p> <p>二十八 （略）</p>

第二条 法第九条の九第六項第一号の二に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

一〇十九 (略)

二十 一般財団法人建設業振興基金

二十一 一般社団法人全国石油協会

二十二 公益財団法人不動産流通近代化センター

二十三〇二十七 (略)

二十八 公益社団法人全国市街地再開発協会

二十九 (略)

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

一〇十九 (略)

二十 財団法人建設業振興基金

二十一 社団法人全国石油協会

二十二 財団法人不動産流通近代化センター

二十三〇二十七 (略)

二十八 社団法人全国市街地再開発協会

二十九 (略)